

第十七編 住宅問題

概 説

住宅の衛生的方面、文化的方面に就いては本編に於て之を論じない。一家族一住宅なる大體の原則に照しての住宅難、及び之より派生する諸問題が本編に掲げる主要事項である。住宅難は決して絶對的なものばかりではない。人口數乃至家族數に比して住宅數の不足する時は素より絶對的に住宅難が生ずるのであるが、此の外に、住宅は存しながらも収入少くして多額の家賃に應じ得ない場合は、矢張住宅難を生ずる。元來本編に取扱ふ如き意味の住宅問題は、大體都市生活に於ける問題であるが、本年の諸都市の住宅の概況を見るに（本年は諸都市に於て住宅、家賃の調査が可成盛に行はれた）、昨年比し一般に空家數の増加を示してゐる。是れ惟ふに昨年にも増す不景氣の結果都市を去る者漸く多きを加へた爲めで

ではない。

あらう。斯く空家數は稍々増加の趨勢を示してゐるに拘らず一般住宅難の聲は必らずしも昨年比して低くはなかつた。蓋しそれは前述の如く相對的住宅難に由來するものではなからうか。不景氣が一般住民の生活を困難ならしめたにも拘らず、家賃は何等低下の傾向を示さなかつた。市當局や警察署等に於て種々の調査を行ひ警告を發したにも拘らず、又借家人自ら積極的に家賃値下げの運動を起したにも拘らず、家賃は毫も低下するの樣子はなかつた。元來貸家に投じた資金は、所謂工業資本の如き顯著な利潤の回収に困難なる性質を有するが爲め、不景氣に際しても家主は容易に値下げに同意しない傾きあるは免れない所であらうけれども、兎も角、之が爲めに住宅費は一般生活費中の餘りに著大な部分を占める結果となつたのである。借家人の團結的諸運動が之の對抗策として起つたことは偶然

斯る事情に對應するものとしては、低利資金の融通による住宅組合奨勵の企ても多くの効果を齎し得なかつた。否資本の融通さへも極めて局限されてゐたので其効果たるや思半ばに過ぐるものがある。借地借家調停法の實施は誠に時勢の要求を反映するものではあるが、其性質上本來消極的なもので現實の事情に對して何等緩和の力を有しないことは多言するまでもない。

第一 住宅難の事實

大正十一年に於ける住宅難の現象は前年に於けるそれとは、其の内容に於て異りることとは概説中に論述せるが如くであつて、大正九年十年に於ては、都市人口に對する住宅の不足、即ち絶對的意味の住宅難の現象に接したのである。従つて此の時代にあつては、人口に對する住宅の割合と云ふことが問題の中心となり、住宅問題の調査とし云へば、殆んど全く此の範圍に局限されるたるの觀がある（本年鑑大正十年版

三九九―四〇二頁、大正十一年版三二七―三二九頁参照)。然るに此の人口に對する住宅の拂底といふ事實は、家賃所得の有望なることによりて、資本を家屋化する傾向が激増したること、労働者階級が失業其他の理由により、或は歸農するものあり、或は一戸を棄てて同居生活を餘儀なくさるゝものあつて、住宅の需要が低下し來りたることによつて、漸く緩和され來り、大正十一年に入つては人口對住宅てふ絶對的住宅難は住宅問題の中心より漸く遠ざかり行くことゝ成つたのである。

斯くて住宅の數は増加した。それは大阪市に於て家屋千に對する空屋數が大正八年末の一・五三同九年末の三・五五に對し大正十年末に於ては七・八六に増加し(大阪市商工課調査)、神戸市に於て大正十一年六月現在にて二〇・六八を示し(兵庫縣警察部調査)、京都市に於ては大阪、神戸に比してはなほ少しとは雖、尙大正十年末に於て六・五九を示すに至つた事實よりしても尙ほ推し得ると思ふ。斯く人口に對し住宅の數は増

加して來た。然しながらそれを以て直ちに住宅問題は終熄を告ぐるであらうと見る譯には行かぬのである。

住宅問題は新しき意味と傾向とを以て生じ來つたのであつて、大正十一年は實に之を語るものである。人口に對する住宅の數は増加したかも知れない。さりながら夫れに住はんとする借家人は、或は失業により、或は収入減少によつて、其の増加したる住宅、又は其の家屋となつた住宅に住み込むことが出來ぬのである。即ち借家人の經濟的負擔能力と借家料との間の不均衡が、茲に住宅難の問題を提起するに至つたのである。かくて住宅問題は、大正八、九、十年に於ける人口對住宅の關係より一轉して、經濟問題としての住宅問題となり、一層社會問題的色彩が濃厚に成つて來た。一方には多數の住宅が空家となつて有する、しかも他方には經濟能力の故に之に住む能はざる階級が有すると云ふ社會的悲哀を語る經濟問題としての住宅問題が生じ來る第一歩として、大正十一年の住宅問題は意義がある

のではあるまいか。而して此の傾向は第二節及び第三節に述べんとする「住宅爭議」
「借家人同盟」の傾向に於て、之を看取し得るのであるが、大正十一年中に各地に於て行はれたる住宅問題に關する調査が、前年に於ける夫れの主として人口對住宅數を目標としたるに反し、家賃調査に終始したと云ふ事柄よりしても、之を推知し得ると思ふのである。

今、本年中には行はれたる住宅問題に關する調査の主なるものを擧ぐれば左の如くであつて、何れも家賃調査、殊に収入に對する家賃てふことを顧慮したものである。

- 一 縣にて行へるもの
三重縣 (十一年一月現在)
長野縣 (十一年三月現在)
静岡縣 (十一年九月現在)
- 二 市にて行へるもの
京都市 (十一年四月現在)
神戸市 (十一年五月現在)
名古屋市 (十一年十一月現在)
外に、福井市、岐阜市、大垣市
- 三 協調會 (十一年十一月現在)
尙ほ大阪、神戸、廣島、岐阜、大垣の各市にては家賃騰貴率の調査を發表した。

斯くて大阪市社會課に於ては「家賃算出公式」なるものを發表して、家賃決定の公正を期するといふ企をした程である（此等の調査結果及び家賃算出公式等については日本社會事業年鑑十二年版十一章を見よ）。

第一 住宅爭議

以上の如き住宅難の事實、住宅難の内容推移の上に、大正十一年に生じたる住宅爭議の傾向を了得し得ると思ふ。尙ほ注意し置き度きことは此處に住宅爭議と稱するは地主對家主の爭議の如きを除きたる借家人對借家主の紛争であると云ふことである。

此の住宅爭議は都會地をはじめ村落地に至るまで普く行はれ、個人の借家主に對する個人の借家人の爭議は到る處行はれたのであらうが、夫等は到底一々我々の觀察には入り來らざるものである。司法省の民事統計中、區裁判所の取扱へる係争事項中に、建物に關する事項、殊に「建物明渡」に關する事件が近年著しき率を占めつゝあることは、それが一表現と認め得るであらう。

然かし我々の觀察に入り來る借家爭議は夫等の中、特に著しきもの、即ち特定の借家主に對する比較的多數の借家人の紛争である。今、夫等の爭議につき大正十一年中の一般的傾向を見來る時は、左の如くである。

1 大正十一年中住宅爭議件數月別統計

月	市部			町部			村部			計
	市	部	計	町	部	計	村	部	計	
一月	六			一			一			八
二月	一			二			一			四
三月	四			一			一			六
四月	一			一			一			三
五月	五			二			一			八
六月	六			二			一			九
七月	四			四			一			九
八月	八			一			一			一〇
九月	一三			三			一			一七
十月	一〇			一			一			一二
十一月	三			二			一			六
十二月	一			三			一			五
計	五九			一九			三			八一

爭議が月の進むに従つて漸く其の數を増し、九月十月に至つて最項に達してゐる。而して市部七三%、町部二三%、村部四%を占しゐるは、斯かる種類の住宅爭議の全體の分布を示すものとなすことが出來よう。

2 住宅爭議件數府縣別表

府縣	件數	百分比
大阪府	二〇〇	二四・九
京都府	一〇〇	一二・五
兵衛府	六〇	七・五
滋賀縣	二六	三・二
岡山縣	七	〇・九
廣島縣	七	〇・九
山口縣	七	〇・九
愛知縣	七	〇・九
岐阜縣	七	〇・九
三重縣	七	〇・九
東海府	三	三・七
神奈川縣	三	三・七
千葉縣	二	二・五
福岡縣	二	二・五
長崎縣	二	二・五
福岡縣	二	二・五
栃木縣	二	二・五
福島縣	二	二・五
香川縣	一	一二・五
計	八一	一〇〇・〇

斯く關西に多くして關東及び東北地方に少きことは種々の原因によるものであらうが、前年に於ては主として都會殊に關西の大都市に限られて居た觀のあつた住宅爭議が、漸く都會より中小都會及び町部に擴張し、關西地方より漸次各地方へ及び行く傾向を示し來つたのが大正十一年の住宅爭議の一特徴である。

爭議の範圍より見て、共通の利害に立つ借家人團の戸數の多きものを選び、

爭議發生地	借家人戸數(概數)	神戸市
大阪市外鶴橋町	一〇、〇〇〇	横濱市
大阪市外	一、二〇〇	東京市外
東京市外	六〇〇	名古屋市
		大阪市
		下關市

神戸市	五〇〇	大阪市外	一四五
横濱市	五〇〇	京都市	一二〇
東京市外	四〇〇	大垣市	一〇〇
名古屋市	二六〇	姫路市	一〇〇
大阪市	一六〇		
下關市	一五〇		

(百戸未滿略)

3 住宅爭議原因別統計

月次	原因別	家賃明渡要求に因るもの	家賃値上に因るもの	家賃引下要求に因るもの	悪差配人の爲	其他	計	五	六	七	八	九	十	十一月	十二月	計	
一月		1	8	1	1		8	1	2	3	1	5	1	1	1	1	5
二月		1	2	1	1		2	1	2	3	1	1	1	1	1	1	3
三月		1	4	1	1		4	1	3	4	1	1	1	1	1	1	3
四月		1	1	1	1		1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3
計		1	14	1	1		14	1	2	3	1	5	1	1	1	1	11

一年を通じて「家賃値上に因るもの」過半数を占めては居るが、一月より三月頃までは借家主は依然としてなほ家賃値上の可能ありと思惟し、其の要求の爲めに爭議を勃發せしめたのであるが、六月頃よりは唯だ家賃値上請求のみにては其の不可能なることと漸く明かになりしと見え、値上を目的として「家賃明渡」の手段を講ずるに至つた様である。然るに後半期に入つては借家人側よりする「家賃値下要求」による爭議を發生

せしむるに至り、それが僅かながらも漸増の勢を示し、遂に十一月に入り「家賃値上に因るもの」と「家賃値下要求によるもの」が同數となつたことは特に注目し、値する點であると云はねばならぬ。斯くて前年度に於ては家賃値上の爲めに主として住宅爭議の生じたるもの、今や家賃値上の漸く不可能に成り行きて遂には借家人側よりする家賃値下要求によつて爭議の生じ來る傾を示せることは、即ち借家人の態度が受働的

より能動的に變化せんとする過渡を示せることは、これ大正十一年に於ける住宅爭議の著しき第二の特徴と云はねばならぬ。而して大正十一年の住宅爭議に於ける第三の特徴は、借家主對借家人の關係を唯だ單なる個人的關係と見ずして、借家主てふ或る經濟階級に對する借家人てふ或る經濟階級の間の關係と見、此の爭議に於ける運動を借家人全體てふ背景の上に持ち來り、其の解決を此の背景の前に所期せんとする

傾向である。斯くて共通の利害關係に立つて借家主に當ることは昨年以來漸く盛んには大阪北長柄の支部を設けて鷲塚説教所借家人の同盟運動はいよいよ盛んになり行となる傾向を示したのであるが、大正十一年に入りては各地に斯種の團體を生じたのである。然るに本年に入つて新たに成立したる借家人の團結は各地に之を發見し得るのである。昨年一月其の成立を見たる「全國借家人同盟」は(本年鑑十一年版三三〇頁参照)本年に入つても各所に運動を繼續し、宣傳ビラの撒布、演說會の開催を行ひ、六月一日

第三 借家人運動

借家人が共通の利害關係に立脚して團結

一 當面の住宅爭議に對應する爲めに生じたるもの

成立月 名 稱 成立地

一月 月 北方借家人同盟 岐阜縣北方町

九月 月 鶴橋町借家人互助會 大阪市外鶴橋町

同 借家人町民同盟會 大阪 市

十二月 月 共和會 東京市外角筈

二 來るべき住宅紛争に備ふる爲めに生じたるもの

一月 月 酉樂會 奈良 市

七月 月 共愛會 京 都 市

三 借家主借家人間の協調機關として生じたるもの

一月 月 大阪千舟會 大 阪 市

二月 月 家主同盟築港會 同

同 朝潮青年同盟會 同

同 桑名借家人同盟組合 三重縣桑名町

同 帶廣借地借家料協調同盟會 北海道帶廣町

十一月 月 借家人組合 東京市日本橋區

四 借家人階級の利害の爲めに借家主階級に當らんとするより生じたるもの

一月 月 家賃値上反對同盟會 熊本市

同 水崎町借家人組合 大阪 市

二月 月 借家人相談所 尼ヶ崎市

同 借家人組合 岡 山 市

同 戶數割賦課實行期成同盟會 宇都宮市

三月 月 借家人同盟會 名古屋市

四月 月 静岡縣借家人同志會 濱 松 市

五月 月 日本借家人總同盟 横 濱 市

九月 月 借家人同盟 京 都 市

十月 月 借家人同盟 東 京 市

十一月 月 神戸家賃値下同盟會 神 戸 市

以上の中にて第四の部類に屬するものが 今、左に此等の團體の中、主なるもの、

其の數に於て最も多きことは注意すべき點 成立經過及び其の運動を叙述しよう。

である。 七割の値上げの通告を發したので一月十八日借家人等は同盟を作つて對抗することゝなつた。

1 北方借家人同盟

その申合せ規約は次の通り。

一 家屋住宅地塙壁の修理飲用水の排除を便利にする事

一 疊及建具の修繕を爲す事

一 右の條項を家主に願ひ完全に實行したる時は二割以内の範圍にて値上げを承諾する事あるべし

一 昨年八月以來の契約又は値上げしたるものなるは今回の値上げに應ぜざること

一 家主より立退き請求は一ヶ年前に豫告すること

一 右の値上げに應じたるものは今後少くとも五ヶ年間値上げを爲さざること

一 物價下落したる時は相當値下を爲さしむること

一 右協定纏まらざる間は從來の家賃のみを支拂ふ事とし本協定成立したる時は其月より其協定賃を支拂ふこと

2 大阪鶴橋町借家人互助會

大阪市外鶴橋町字猪飼野の借家人約百八十名は、七月水害のため約千戸の住民が家賃不納同盟を作つて家主に當り、本年中約二割の値下げを爲さしめ得たが、今後も引續き借家人の利益を保護するため、恒久的團體として鶴橋町借家人互助會なるものを組織することゝなつた。

3 大阪千舟會

家主と店子との協調を目的として設立された

千舟會は會長に市會議員小林氏、顧問に代議士今北治作氏を頂き一種の仲裁機關として活動を續けて居たところ、之れが借家人側に偏すると

て樋口代議士、岩井區會議員等の下に家主同盟築港會を組織した。住民は右兩會から入會を勧められて板挟みとなり遂に朝潮青年同志會を設けて兩會を監視し兩者の協調機關となるべく奔走してゐる。

4 帶廣町借地借家料協調同盟會

北海道十勝國帶廣町借地借家料協調同盟會二月廿五日午後七時より榮樂座で發會式を舉行したの如き宣言を爲した。

宣 言

吾人は現代に處するに當り相互の福祉を増進せんことを要求す帶廣町現在の趨勢は地主及借家人との和衷協同に據り町將來の平和を維持せんが爲めに帶廣町借地借家料協調同盟會を組織す

5 東京日本橋の借家人組合

家賃の値上げを押へ住居の安定を得る目的を以て十一月廿八日借家人組合なるもの組織され、日本橋西河岸通二ノ五島内氏方に事務所を置き顧問辯護士二名を囑託することゝなつた。

6 熊本市の家賃値上反對同盟會

熊本市内有志發起で一月廿日午後六時より實

相寺で家賃値上反對演說會を開き、

熊本市に於ける今回の家賃値上の暴舉は市民居住の安定を脅し階級闘争の觀念を激成す云

の議決を爲し家賃値上反對同盟會を組織した。

7 尼崎借家人相談所

尼崎労働聯盟會の理事堅葉氏の提唱で二月十三日午後六時より中在家町西性寺に於て家賃値上げ反對演說會を開き、最後に同氏は借家人相談所を設置し無料相談に應じ適當の方法をも講ずるとして設立の趣旨取扱方法を説明し顧問辯護士に布施辰治氏、中村昇氏の快諾を得た旨報告した。

同相談所は庄下の労働聯盟會事務所内に置き毎日午前九時迄と午後四時より七時まで取扱ふ。尙ほ同所費は時々借家人大會を開き入場料十錢を徴して之れに充てる。

8 岡山市借家人大會と借家人組合の成立

二月二十五日岡山市借家人大會は柳川座に開催、組合規約決定の後宣言及び左の決議を爲した。

決 議

一 市内全般に亘り其査定を遂げ家賃の基準を示すこと

一 借家人對家主の紛争事件凡て組合に於て調停を期すること
一 家賃の負擔に耐へざる者に對しては組合に於て補助すること
因に、組合規約は次の通り。

- 一 組合員は相互扶助を旨とし協力一致以て住居の安定を圖るを目的とす
- 二 組合は土地家屋に對し公平なる賃貸價格の基準を定むること
- 三 組合員は各自の契約期日に家賃の支拂ひを勵行すること
- 四 組合は組合員にして生活不能者あるときは之を扶助す
- 五 組合は物價の高低及び經濟的社會生活の状態に鑑み家主と協調し家賃の引上げ又は引下げをなすこと
- 六 組合は時勢の進運に従ひ社會的施設をなすこと
- 七 組合員は家主關係の紛擾は總て組合に於いて調停を圖るものとす

9 名古屋借家人同盟會の家賃

三割値下期成の決議

三月龜田萬介、金汝春諸氏發起の下に組織された名古屋借家人同盟會主催の下に九月五日家主脅徴演説を催し、満場一致次の如き決議を爲した。

我等は政府の物價引下げの趣旨に基き現家主に對し家賃の三割値下げを期す右決議す

10 静岡縣借家人同志會

濱松市に於て家賃の値上げに對抗する爲め四月始め斯る名稱の下に結束して濱松市三組町に事務所を設けることとなつた。

11 京都日本借家人總同盟

九月廿四日京都三條青年會館に創立演説會を開き、數日前より頻りに宣傳ビラを撒布した。

12 東京借家人同盟

悪家主に對抗するため布施辰治氏等は借家人同盟を組織し四谷の荒木町に事務所を置いて借家人大同團結の運動を起すこととなり、先づ十月四日神田青年會館に於て發會式を行ひ、全國的運動、悪家主の黒表作製の緊急動議を可決した。

13 神戸家賃値下同盟會

三谷幸吉氏等の發起により神戸家賃値下同盟會を組織し、十一月十五日發起人會を開きて運動方法其他を協議し、先づ市内各所で演説會を開いて輿論を喚起することとなつた。
尙ほ借家人運動として注目すべきもの一二を左に掲げる。

1 借家人の不納同盟

栃木縣足利郡山邊村の家主田部善次郎氏は三

十六名の借家人に對し一月より十割の家賃値上の通告を爲して以來借家人は不納同盟を結び、兩者間に紛擾を起し種々調停者があつたが遂に解決しない。

2 千葉借家人大會

在千葉新聞記者青年有志主催借家人大會を四月九日午後一時半より縣廳裏のグラウンドに開會、家主の横暴を責め決議を爲して散會。

第四 住宅問題對策及施設

住宅難の内容已に述ぶるが如く、住宅争議の傾向は以上の如くである。それが對策としては大正十一年にあつて、未だ組織的なる具體案を見なかつたのである。

政府の對策としての第四十五議會に於て制定された「借家地借家調停法」が十月一日から東京、大阪、京都、兵庫、神奈川の五府縣に實施されることとなつたことは注意すべき出來事である（第二十一編『勞働立法』参照）。

憲政會代議士横山勝太郎氏外一名から第

四十五議會に提出された「借家法中改正法律案」は委員會に於て葬り去られた。今左に同法案を掲げよう。

借家法改正法案

借家法中左ノ通改正ス

第三條第一項及第二項中「六月」ヲ「一年」ニ改ム
第五條ノ二項建物ノ賃貸借ヲ爲ス場合ニ於テ賃貸人ハ賃借人ニ對シ賃料三月分以上ノ敷金ヲ受領スルヲ得ス

第五條ノ三 何等ノ名義ヲ以テスルモ賃貸人ハ賃借人ニ對シ無償ニテ金錢其ノ他ノ利益ヲ提供セシムルコトヲ得ス

第五條ノ四 前二條ノ規定ハ之ヲ差配人其ノ他ノ管理人ニ準用ス

第五條ノ五 敷金ヲ授受シタルトキハ賃貸人ハ其ノ翌月ヨリ賃貸借終了ノ前月迄一年三步五厘ノ割合ニ於ケル利息ヲ附スルコトヲ要ス但シ賃借人カ賃料ノ支拂ヲ怠リタルトキハ其ノ月分ノ利息ヲ支拂フコトヲ要セス

賃借人ハ賃貸借終了ノ場合ニ非サレハ前項ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス

第五條ノ六 裁判所ハ建物ノ占據者ニ對シ其ノ明渡ヲ宣告スル場合ニ於テハ其ノ申立ニ依リ總テノ事情ヲ斟酌シテ相當ナル恩惠上ノ期限ヲ許與スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ期間及所有者ノ損害賠償其ノ他必要ナル條項ヲ定メテ宣告スヘシ
第五條ノ七 恩惠上ノ期限ヲ得タル者カ裁判所ノ定メタル條項ヲ履行セサルトキハ恩惠ヲ言

住宅問題

渡シタル裁判所ハ申立ニ依リ相手方ノ意見ヲ聞キ決定ヲ以テ恩惠上期限ニ關スル宣告ヲ取消スヘシ

此ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ルコトヲ得ス
第六條中「前五條」ヲ「第一條乃至第五條ノ五」ニ改ム

唯だ最後に注意すべきは、各府縣に於て、府縣社會課及び警察部が所謂惡家主に對して警告を發し、又は値下げの勧誘を試みたること、地方有志が同様の運動を試みたることである。然しながら其の效果に至つては餘りに多くを期待することが出来なかつた。今次に斯種の運動の二例を示さうと思ふ。

1 西の宮町借家人保護會

住宅雜救濟の目的で組織された此保護會は住宅候補地を有しながら未だ何等の計劃を施さざる富豪に向つて、六月十七日次の如き勸告狀を發した。

拜啓時下梅雨の候愈御清祥の段奉賀上候。却説御承知の通り現下に經濟狀態は最も不振にして各種の事業縮小の結果一般勞働者は甚敷収入減を招來せるに拘はらず諸物價は其割合に下落せず、加ふるに借家拂底の爲め、家賃の昇騰は依然として之れを續け、現今に於て

も何等理由なく家賃値上の要求を爲す不徳の家主甚だ多く、隨て借家居住の勞働者は生活上の不安に襲はれ非常の苦痛を感じ居る次第に有之候。然る處當町内に於て貴下の所有せらるゝ空地は甚だ廣汎なるものに有之何時迄も空地の儘に放任せらるゝは社會經濟上非常に不利益なる而已ならず當町の發展を阻害する事も亦大なりと存候。就ては前陳の如く的生活不安に苦しむ下級民の爲に住宅を建設せられ出來得る限り安價に貸與せられんか、町の發展は勿論拂底せる借家を緩和し現今の如き惡辣不徳の家主を絶滅すると同時に一般生活上の不安を除去するの一助となり社會の爲最も好都合と存候。此際貴下の其一舉は廣く社會に及ぼす影響甚大なるものに有之候間何卒速かに實行相成度懇願旁得貴意候敬具

尙ほ十月五日には次の如き照會狀を町内の主なる家主五十名に發した。

拜啓愈御清祥の條奉賀上候。却説現今社會各階級を通じて物價調節を喧傳せられ、各商人は其輿論に會ひ着々値下を實行致居候。其割合を以てせば今借家賃少くも二割引上の引下は容易に出來得ることとは何人も思惟する所なるに拘らず、獨り借家賃のみ依然高額を持續し家主自ら進んで引下を實行する者無きは甚だ遺憾に堪へず候。此際貴下が率先して家賃引下を斷行せらるゝは社會に裨益する所非常に大なるものと存候。就ては御多忙中御手數恐縮に存候へ共同封の郵便はがきを以て家賃

引下の率實行の時期等折返し御意見御聞かせ
被下度此段得貴意候。敬具

2 大阪吹田町の家賃引下運動

大阪府三島郡吹田町の自治行政懇談會は、十
月二日借家主三十名を町役場に招き家賃引上
につき協議し、結局従來高率に在るものは一割五
分未滿の引下をなし、其他一般に廉いとの評
ある借家は當分値上げせぬことに決定した。

* * * * *

尙ほ「公營住宅」低利資金による住宅組
合「共同宿泊所」等の施設に就いては、日
本社會事業年鑑第十一章に詳しい。併讀を
希望する。